

| | |
|------------------|---|
| Title | 徳川幕府非常用の金銀分銅の研究 |
| Sub Title | |
| Author | 遠藤, 佐々喜(Endo, Sasaki) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1924 |
| Jtitle | 史学 Vol.3, No.1 (1924. 6) ,p.1(599)- 70(666) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 口繪:萬治貳年在銘銀分銅舊拓本寫眞 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19240600-0001 |

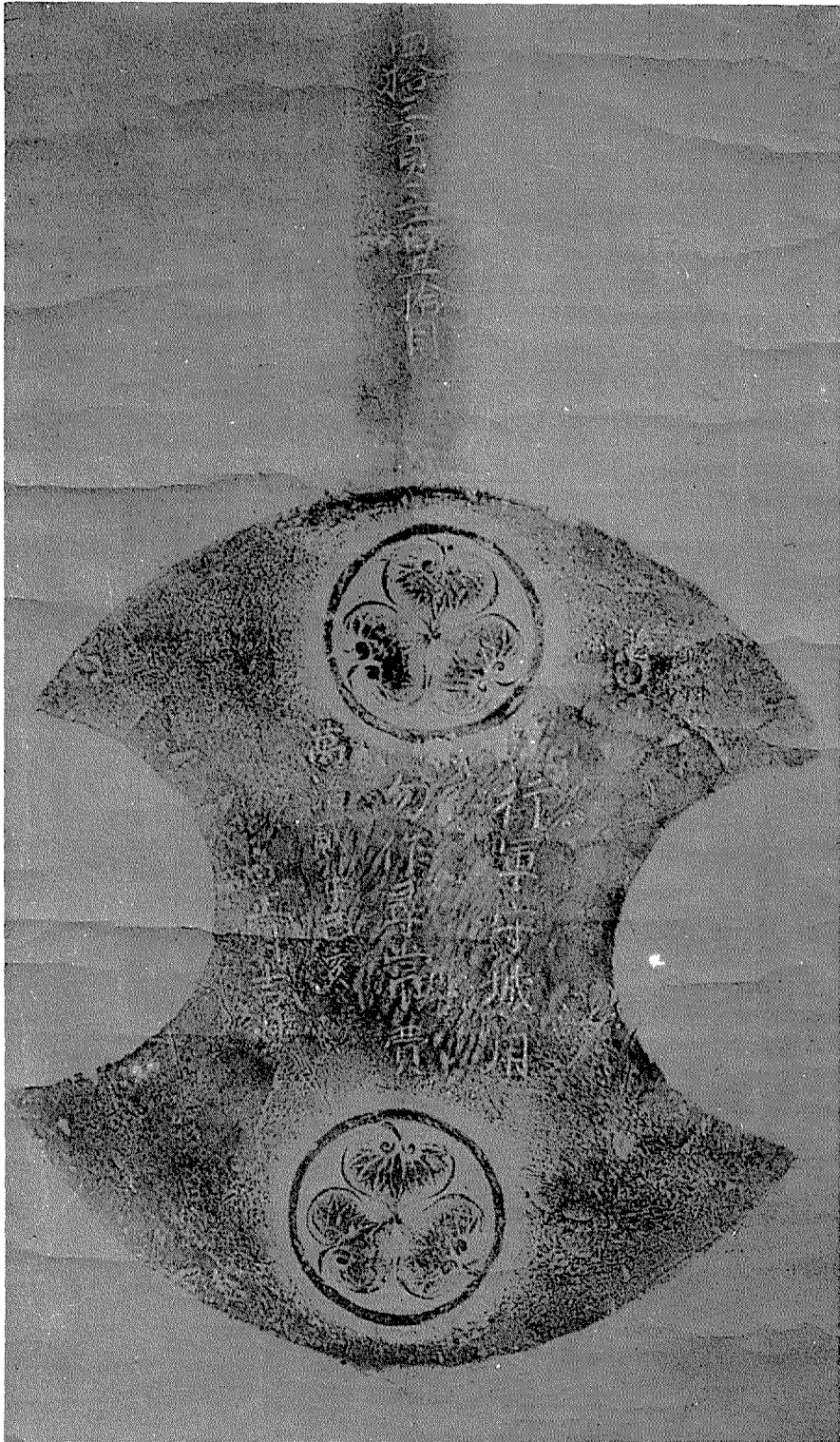
慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

萬治貳年在銘銀分銅舊拓本寫真

此拓本寫真は、萬治元年戊辰四月十五日より同三年子八月十九日に亘る間、江戸城三ノ丸吹所に於て、さきの明曆大火に天守穴藏で焼け流れた慶長古分銅其他古金銀を鑄直して金百七拾萬兩餘、判金壹萬五千枚餘、金分銅貳拾、銅分銅百貳拾八を造り上げたる内の銀分銅の一つである。其銘記には金とも銀とも現はしてないけれども、其目方の四拾三貫三百五拾目とあるによりてそれが金でなく銀の方であることがわかる。此目方の文字は分銅の小口に彫り付けてあつた。即ち此拓本ではその厚サを示して居る。藏大原に萬治の銀分銅の寸法、長壹尺壹寸五分程、開ノ幅壹尺程、中ノ幅五寸程、厚六寸程とあるに符合する。此拓本の製拓年代は不明であるが、一幅の掛物となつて居るその古さは少くも六七拾年前のものでらしい。萬治の銀分銅は嘉永六年には未だ五つも残つて居り、慶應四年三月に其一つが潰れたことまで知れて居るが、この拓本の分が鑄潰された年代はわからない。予が之を坊間を買得したのは大正十年四月のことである。

今に於て、萬治の分銅の面影を見るべきものは、此拓本の外に、實物模型としての東京帝室博物館藏模造萬治金分銅一つがあるけれども、それは正しい模造といふことが出来ない。



史學 第參卷 第壹號

大正十三年四月

德川幕府非常用の金銀分銅の研究

緒言

- (一) 從來諸研究の程度
- (二) 本研究の目的並範圍
- (三) 引用資料の批判
- (四) 分銅及其別名法馬の字義
- (五) 秤の分銅と金銀塊の分銅
- (六) 德川時代以前・日本及支那の分銅の傳統
- (七) 德川時代の金銀分銅の歴史
金銀分銅の通稱異名——分銅貯藏の目的——德川氏の金藏——
家康遺金中の分銅——慶長の分銅——萬治の分銅——疑問の享保分銅——
寛政の分銅——天保の分銅——金銀分銅増減一覽表——金銀分銅貯藏の實況(圖入)
- (八) 結論
灼説——新要點——疑案——回顧

口繪 萬治二年在銘銀分銅舊拓本

德川幕府非常用の金銀分銅の研究

緒 言

いつの時代、いつれの國家にも必ず大か小か、又た内か外かに非常の出來事の起らない時とてはないものである。けれども、元來健忘症に罹り易い人間の多くは、いつもくよくよ心配計をしつゝ居ては耐らないとして案外呑氣にやつて來て居ることは昔も今も變りはない。

それを時たま想ひ起させる爲めに吾々のやうな歴史家といふ者の種が世につきないのかも知れない。實際吾々もついこの間の大地震大火災に直面して急に非常の覺悟の必要を知り、同時に後悔の先例としての歴史を回顧せざるを得なくなつて來た。

天災地變の事は人間の力では豫め測り知るべからざるものと諦めてもよいが、人間の作つた國家の組織其者が常に地震地帯のやうな地盤の上に樹てられて居るさしたらば、どうであらう。人事をつくして天命を待つ覺悟がなくてはなるまい。かの戰國武家時代の人々が平素の要心堅固、油斷を大敵とした事ごにも思ひ及ぶさ、孰れの方面にも色々な非常準備の設備が存在して居つた史實に氣が付くであらう。

スロ一大事とあつて、先立つものは涙である。その涙に先だつものはお耻しながらおかれである。上品に言ひ換れば、不斷の用意如何にある。焦熱地獄を演じたあの大東京市に於ては、如何なる大官衛も大富豪も大銀行も皆一時は現金といへば只僅か百や二百の金にも途方にくれて涙さへも出なかつた醜態を暴露したではないか。此震災後、旬日、本誌編輯擔任の一人たる我舊友同窓の加藤君が、予を尋ねられた。その時座右の壁間に掲げたるウス汚い一軸、萬治二年在銘の大法馬即銀分銅の舊拓に目をとめられ、その來歴を問はれたから予は少しく答ふる所があつた。さてそんなことでもよいかから雜誌の材料に呉れないかとの際、いお所望。こつなつてみると、徹頭徹尾「非常の場合」といふ觀念のシンボルでもあるかのやうな此舊幕府の金銀分銅の事に就いて兼て少しく集めて置いた材料をば、尙不完全さは知りつゝも、急に取りまとめて此際の話柄に供したい氣が勃然と起つて來た。加藤君は夙に支那經濟史の各方面を開拓せられ、特に彼國の金銀貨幣の史的研究に就いては獨歩の新見識を抱持せられ、君と東西其地を異にして我邦の金銀貨幣の事に多年思を潜めて居る予が爲めに、屢々有益の助言を與へられた。今度此篇を草するに當りても亦たさうであつたことを感謝する。こにかく時運は、正に窮達して學界の甲子改元を想ひ起さしめ、予の如き十數年來玩物喪志の惰夫をして立たしむるに至つた。

(一) 從來諸研究の程度

金銀分銅といへば、其名丈けは古來よく知れ渡つて居る名ではあるが、其來歴の精しい事は是迄あまりよくは研究が積まれて居ない。先づ其の來歴を略々一まとめに書いたもの、中で有力のもの、と認められるものを數へると、最も古いものでは天保十三、四年頃の著作の貨幣秘録があり、之に次くものには、明治廿三年六月發行江戸會誌第二冊 第六號中の無名氏の金銀分銅の考證一篇があり、以上只た二點がある位に過ぎない。前者は、流石に金座人佐藤治左衛門かの著作丈けに簡單ながら要領を得て居るが、只た天保十三年度の分に、傳寫の脱字か一ヶ所計算か合はぬやうになつて居るばかりである。後者の無名氏は、或は内藤耻叟翁か小宮山綏介翁かであらうかと想像するが、十分呑み込んでざつと書いてあるけれども、如何に大家の論でも、今から見れば不備不審の點が鮮少でない。たとへば慶長度のもを不明とせる事、萬治度の銀分銅の鑄造數の誤、享保度の記事の不正確、天保前後の分銅増減に關する記事の不備など數へ來れば頗る不満足のものである。

右の外、辭書的に取扱ひたる説明もの、或は分類資料集には、古事類苑を始めとして、三省百科大辭典あり、廣文庫などもあるけれども、いづれもセコンダリーの編纂物の抄出か或は其ものゝ短き

綴り合せに過ぎない。特に百科辭典中の説明は、造幣技術の専門家にして又た貨幣史にも造詣深き甲賀博士の述作としては、餘りにあつけない憾がする。

又た最も新しい今年四月の刊行、大阪造幣局員塚本豊次郎氏編著の頗る尨大なる「日本貨幣史」に於ては、其規模の雄大なるに不似合なる頗る粗漫なる記事と挿圖とを以て、こともなげに片づけであるのは意外とするところである。

又は金銀分銅の實物的研究といふ點で容易に他人の眞似の難い作品を遺して置かれたものは、今も現に東京博物館に所藏陳列せられたる筈の萬治度天保度の金銀分銅貳個即ち是れである。是は、明治廿二三年の頃、盛んにあらゆる古金銀貨幣の標本を模造せられたる鑄金の大家藤島常興翁の製作である。此摸造品の原據か果して實物なりしか或は圖本或は拓本なりしか不明である丈けに予は之に十分の信を置くに躊躇せざるを得ない。翁には別に其模造貨幣の説明書として「日本古金銀貨大全一目表」一冊の著述があるが、その書の表に見ゆる萬治寛政天保の各年度の記事は驚くべき誤謬にみたされたものである。おまけに安政元年分を「未詳」としながら書き加へてあるのは誤聞のまゝを傳へられたものである。併し翁は學者ではないから深くとがむべきでない。丁度こゝ迄書いたところへ兼て問合中の博物館員入田整三君から此模品につき詳しい報告に接したから本論に入りて更に細説する之を要するに古來諸賢の研究は甚だ不十分であつて、吾々の爲め

に尙研究の餘地を澤山にのこして置かれたと斷定して憚らない。

(二) 本研究の目的并範圍

予かこの金銀分銅の事を研究せんとする目的は二つある。その第一は徳川時代の貨幣制度の研究の一端とする事であり、第二はその時代の財政經濟史の研究に資せんとする事である。本來から言へば、これは先づ財政經濟の方面に重きを置くべきものでそれより狭き貨幣史的方面は却て其次にすべきでもあるが、予の今回の研究は其反對の貨幣史的の一半面を觀察するにとゞめておく方針である。その上に、其時代は徳川幕府の時代を主として、それより以前の事は只少しく叙述して連絡をとつて置くばかりにする。尙ほ日本以外の支那に對する溯源に至りては先覺加藤君の獨段場に譲る外はない。

尙、金銀分銅の事を財政的に深く觀察せんとすれば、之と一所に金藏に貯藏せられた印子金や銀錢や、その他古金銀が全體としてどれ位の高が各年存在して居たものかなどといふ研究に迄立ち入らなければならぬし、其事は既に竹越氏の日本經濟史にも少しく述べられた點もあるが、尙それ以上に詳しくやらうと思へば、あの書の種本としては狡滑に秘してあるけれども、既に識る人ぞ知

るかの向山誠齋編述の雜記及雜綴などをたんねんに精讀すると、それはそれでまた別箇の研究を形づくること今は割愛する。

とにかくこの分銅研究は予の研究の全部ではない、一部分の試作である。

(三) 引用資料の批判

經濟史料の蒐集は、いづれの方面に於ても甚だ困難であるが、將にかゝる秘中の秘たる財政經濟史上の金銀分銅の如き特殊方面の資料を探ぐることは實に容易ならぬことである。それ故に昔の人も大抵の事で我慢をして、ヨリ多くの事はもう到底知れないものと諦めたものらしい。然るに世の中が降るに従つて秘密の程度もだん／＼に薄らぐと共に、思ひ掛けない所から大切な實録が現はれたり、或は目星を付た或家の秘庫か、時の流れと學者の探究とによつて急に開放せられたりなどするに至つて、乏しいながらも、大概の見當のつけられる資料は努力次第で、どうにか集めることが出来る時が來た。必ずしも老人ばかりを當にせず、官衙名家に限らなくとも、無名の弱輩が坊間に買求めたるものにも、新しき史實の基礎をなすべきものが澤山ある。その所々方々に散在する稀觀の資料は、惜い事には未だ誰も自ら進んで共同の利益の爲めに之を或統一したる資料臺帳とでもい

ふべきものに登録を希望する者も出てこない。大學の史料編纂掛は、それと別方面の史料蒐集法で多年骨を折て居らるゝが、あれは純然たる古文書館外國にあつたやうなといふべきものでもないから、各史料の組織的集大成はまだく、これから先きの事である。

かゝる状態の今日であるから、我國史の特殊なる方面の史論をなすに當りては、常に其引用書目ばかりを列べるのでなく、其批判をなして而る後に本論に入らなければ甚だ不安心である。

予は此分銅研究の爲めに蒐集したる乏しき資料を左に列挙して、少しづゝの批判を試みて置く。

(甲) 徳川時代以前の根本史料

一 京都大判座後藤家之文書記録

これは京都市新町頭岩栖町住後藤丈太郎氏傳來のもので大正三年四月の東京帝大、史學會大會の席上、次いで同年の史學雜誌第二十五編第九號に、西田直二郎學士が始めて之を紹介、研究せられたものである。其後大正七年三月刊行の大日本史料第十二編之廿ノ内の補遺の部第十二編之六に、單に後藤文書、或は後藤家記録と題して慶長十四年正月の條下に収めて發表せられたから其内容の大多數を知ることが出來た。乍併尙この他にも慶長十三年のものがある筈。(大日本史料には解題がなくわからない)

この文書記録は、後藤家が大阪方の命によつて大阪貯藏の黄金分銅を吹き分けて大判に造りかへたことに關する慶長十三年より十七年までの間の實録である。豊臣氏の金分銅のことはこれによりて最も明確にすることが出来る根本史料である。

序に曰ふ、この文書の存在を最初に三浦京大教授に注意したる一人は自分である。それは大正元年の秋京都出張中のことであつた。

(乙) 徳川時代以後の根本史料

一、寛永二十年久能山御用金江戸金藏江納覺

久能山東照宮藏

元和二年辰霜月二十一日

二、久能御藏金銀請取帳

尾州徳川家藏

右二題は、徳川家康の遺金に關するもので、其性質内容等の精細なる比較研究に至ては、既に平泉澄學士が「川家康の遺金」と題して、史學雜誌第二十三篇第六號（大正十年六月刊）に發表せられたる通りである。この二點いつれにも、ほんの少しばかり、金銀分銅の事が見える。それについての愚考は本論に述べる。

三、收藏大原 禁書 寫本 一冊 帝國圖書館所藏

これは本文墨付僅かに十三枚の薄き一綴の舊録で、金藏の出納並増減の事に關する要件を書き留めたるものである。其表題の傍に「禁書」と註してある位、昔時にありては、もとより門外不出の秘本であつたに違ひない。文化三年頃の作成である。書名のわかりにくいのが爲めか、是迄世人の注目をひかないで遺棄せられてゐるのは最も惜むべきである。予は己に明治四十三年中之を氣付き、自ら其副本を作つて置いたが本論文に於て最も役に立つたもの、一つである。

四、(金銀座書留) 實は「銀座々人手帳」 五冊外附屬附圖共九點一括 帝國圖書館藏

この記録、もとのものは其表題にたゞ「手帳」とのみあり、然るに之を金銀座書留といふはもと之を舊藏したる

或人の命名か、或は圖書館の命題かであらうが、實は全く誤つたる表題である。予は大正四年中、ほとんど半ヶ年を費して之を精讀且抄録して研究したるか、金座などには毫も關係はなく、全く銀座ばかりの記録である。故に試に予をして之を改題せしむるならば「銀座々人手帳」さても改めたい。此内容記事頗る精密、到底他書に見ることを得ざる貴重なる史料に富んで居る。然るに何故かこれも從來世間に利用せられた形跡を認めない。或は餘り細か過ぎて要點が容易につかめないからでもあらう。

五 向山 誠齋雜記及雜綴 之内

内閣文庫並
帝國圖書館藏

癸卯雜記 一冊 戊申雜綴 一冊 甲辰雜記二 一冊

これは幕末の勘定役向山篤之字誠齋の書き集めたるもので、學界已に屢々引用されたるものである。其原本は内閣と上野圖書館との二ヶ所に分かれ、いづれも缺本である。その缺本のまゝを二種合併補寫して全部百拾壹冊となしたるものが、帝國圖書館に備へてある。江戸幕府の財政史料集として、かの吹塵錄の上に出づべき最も貴重なるものである。尤も近年江戸叢書の内江戸實情の四字を冠したる誠齋雜記の二冊が出版せられてあるが、惜しい哉誤植が甚しく撰擇もよろしからざるものである。たゞへ趣味の相違に出づるとしても、今少しやり方もあらう。

竹越氏の日本經濟史にや、巧に之を引用せる所が多い。とにかく散逸せる缺本の再び世に出でんことが希望に堪えぬ。

六、日本財政經濟資料

大藏省編
大正十一年刊 全拾冊

右近刊の日本財政經濟史料は、もと大藏省の編纂のものを、瀧本博士の再檢増訂によつて、日本財政經濟學會の

徳川幕府非常用の金銀分銅の研究

名によりて發刊せられたる全部拾冊の頗るほう大なるものであつて、如何にも貴重な資料には相違ないが、其實際に於ては甚だ拙劣なる舊式の抄録本に過ぎないものである。本書の凡例解題等には十分明書してない故に、世人の多くは之を知らないかしらぬが、本書は、實は明治十九年の頃大藏省にて編纂したる舊幕理財會要書類全部千七百七十八冊ありしが、之を原書、修譯書及材料の三大部に分ちて整理せられたるもの、内、原書の部に、材料の部の幾分を増補し類合して新に出版せられたものである。その修譯書といふ原書によりて修譯大成せられたもの、意で、その者の全部は、既に日本經濟叢書の内に舊幕府理財會要として全部二冊出版せられて居る。さてその原書の部の改題せられたる本資料は其名の堂々たるほごにもなく、其内容甚だ不整頓、不十分のものである。予は已に明治四十二年以來數年間に亘りて大藏省の原本につきて之を精査し了へたるが、其抄出引用の書類中最も力を用ふべき、かの誠齋雜記及雜綴の抄出方法の如き意外に不親切なものである。予が本論を草するに當りても、此資料にヒントを得たる點は一、二之れあるけれども、根本材料としてはこの資料以上のものを既に集めたるが故に、あまり此お蔭を蒙らないが、とにかく大切な參考資料ではある。この大切な資料の原本はもとよりあとの未だ出版の機運に向はなかつた材料部の大部、すべて併せて全部千有百餘冊を擧げて是亦この度の大正震災の爲めに烏有に歸したことを思へば、此資料は今後益々大切の度を増すべきものである。憚りながら予の如き愚直の者があつて今日この解題批判の贅言をして置かなければ、後世經驗に乏しき學徒が、たゞ無闇にこの資料を只一のものとして丸呑して不消化に苦しむことがあるかも知れないから序に警戒して置く。

七、諸國灰吹銀寄

寫本 一冊

特許局圖書館藏

珍らしい所に所藏せられたるものを、大正五年二月に發見した。これは恐くは銀座の座人の手記であらう。明和八年頃の作成らしく、その上に寛政元年頃までの記入がある、座人必携の秘本である。諸國の灰吹銀の事の外に、

外國銀や紋銀もあり、特に慶長の千枚分銅の圖は珍とすべきものと認められた。この原本も恐らくは今度の天災で或は失はれたかもしれないが、その副本は三井文庫と予の鶴鶴文庫とに貳本遺つて居る。

八、貨幣秘録

溫和叢書本
日本經濟叢書本（大藏省本）

溫和叢書本には此著者不明とあれども、日本經濟叢書本には佐藤治左衛門著と解題あり、この解題の材料を瀧本博士に提供したるものは實は自分であつた。それは博士の未だ大藏省本を實見せられざりし時の事である。大藏省本には明治十八年八月大類氏報知としてこの著者佐藤治郎左衛門と附箋あり、然るに金座人を查べて此人なく治左衛門といふ人ある故にこの人の間違ならんと予の大正二年の考證そのまゝ、博士は採用せられたのだ。近く大正十一年四月刊、雜誌「貨幣」第三十七號に三止香哉翁が其所有本の此書の精到なる研究あり、予も同感である本書はかくまで詮議沙汰をするほどに、それだけ大切なる貨幣史の好參考書である。但分銅の記事中、寛政度の銀分銅の細目に誤脱一つがある。

九、吹塵録并餘録

明治廿三年刊 三冊

これば勝安房監修の下に大藏省で出版したもの。世間多く流布して居るから批判には及ぶまい。但し予が本論文に使用したるものはその内の上巻及下巻二冊である。この集も分銅の事は只少しばかりよりはないが別に未刊本の附圖數冊が大藏省にあつて、その内に確かに天保度の分銅の模寫大形一枚が大藏省文庫に保管してあつたのをつい二三年前にも實見した。そのものもまた他のすべてと共に今度焼けた該文庫で灰燼に歸したことを確聞したこの集上巻の中、寛政三年後藤庄三郎の書上の明曆の金分銅の數に就ては題がある。

一〇、金局秘記

元江戸金産後裔、後藤龜市氏所藏文書（東京京橋區内某所）
塚本氏日本貨幣史第三編古文書部に收載（大正十二年四月刊）

徳川幕府非常用の金銀分銅の研究

この記録の内、「奥御金藏有高覺」とある一節は、天保以後萬延までのものにて頗る有益なる内容である。これに依て是迄の不審を氷解した點も澤山ある。但し其金高の計算法には誤算があるらしい。この秘記の材料は金座のもの、外に大判座（目貫後藤）のものも交つて居ることに注意しなければならぬ。此原本も今度皆失はれたらしい。

一一、 金局秘鑑 寫本横張 一冊 家藏

これは予が大正十年十月、古書肆に於て收得したるもので、其寫字の筆跡字態等より見ても、やゝ新しい轉寫本らしいが、さにかく金産の記録の拔萃には相違ない。寛政五年度の金分銅の事はここに詳しい。この記録の原本は前掲の金局秘記と同一かも知れぬが、いづれも抄出本だから比較判定に苦しむ。

一二、 舊拓、萬治二年造四拾三貫三百五拾目在銘分銅拓本 一軸

これは予が大正十年四月、古書肆に於て求めたるものである。銘には金も銀もないけれども銀分銅の方である。詳しい解説は別に之をなすつもりである。

(丙) 第二等史料

一、 龜岡石見覺書 古寫本 一冊 家藏

これは明暦大火の正徳五年の追憶で甚だ有名なるもの、寫本としても流布の類本が多い。後に後見草と改題して明和以後の江戸大火の記事をも併せ録したるもの、刊本が史籍集覽にも、又た刊本燕石十種中にも載せられてある。城中穴藏の分銅の焼け流れし事など少記事でも見逃がし難い。

二、折たく柴の記 中

申す迄もなく新井白石の著。寶永六年二月三日の條下に、神祖の時黄金千枚を以て大法馬を作らせて云々の記事は實は實事に相違の點がある予は遺憾である。全體世間では白石のものは何でも正しい事のやうに過信せられる通弊がある、他の事は知らず、この書でも實貨事略でも、白石献議でも疑問とすべき點は多々ある。

三、柳營秘鑑

寛保三年頃編 寫本
菊池彌門著 數冊

この寫本として前篇後篇四冊或は六冊或は拾貳冊、尙多きは脱漏殘集溫和新益等の續稿を加へて卅五冊に上るものもありて各種傳寫の異本が多い。其の内、後篇卷二にある時代不明金銀分銅を鑄た事の圖入の記事は疑問とすべきものである。その原據は或は享保世説などもあらう。後世惑はすこゝ大なるものである。

異本

四、増補國家金銀錢譜

寫本 一冊

この書、もとの本は青木昆陽（書物奉行）の著として有名なるものであるが寫本ばかりで未だ刊本が無い。かの近藤守重の金銀圖録の刊行（文化七年）せられる迄は勿論、その後とても、著者の信用を以て最も廣く世に行はれた戎貨幣の圖本である。然るに此書にも享保の分銅を圖示したるもの、あるのは、増補の異本であつて原本にはないものである。予は幸にして此書の原著の副本小宮山氏舊藏——及二三の異本を藏して居るからこれらと比較すればよく別かる。即ちかの享保分銅（萬治銘）の記事は、明和元年九月十五日藤原忠寄の奥書ある一本が其備をなしたものである、昆陽の原本正續二篇の内正篇は延享三年原修明和三年追補、續集は寶曆八年原修明和五年追補のものであるけれども、分銅（法馬）の圖は一つも見當らぬ。

五、一語一言

卷二ノ内
御天守金銀帳

徳川幕府非常用の金銀分銅の研究

蜀山人の有名なる此著、もとより雜書ではあるが、たまく或方面の史料集として捨て難きものを發見する。たとへば寛文元年七月御天守金銀帳の寫といふものが其卷二の内に全部收載せられてあるが實録と認めてよい。

六、金銀雜記 著者不明 寫本 一冊 内閣文庫藏

其内容は概して平凡なる貨幣書類の抄録や明治十一二年頃の國債關係の新聞切張をさへ交へたる一備忘に過ぎないものだが、卷中、柳營秘鑑の金銀分銅の記事を抄出したる所の註記に見ゆる、元治年八月と慶應四年三月との兩度の金銀分銅碎上げ（鑄潰）の事は、此著者の備忘録として見逃がすべからざる重要記事である。

佐村氏の圖書解題に之と同名の書見ゆ恐らく新内閣本の事であらう。

以上零碎なる分銅研究の資料は、恰も砂中の黄金を淘汰して得たるが如き貴重なるものである。尙この外に予が己に十二三年前、大藏省に於て瞥見したる出納局藏本舊幕府財政書類中金座并大判座後藤兩家合併の舊記無慮數百冊ありしが中に、分銅に關するものにては、

一金分銅燒金一件 (天保十二年二月—十三年十二月) 一冊

一金銀分銅御用留 (天保十二年十二月—十四年九月) 貳冊

などの根本史料も澤山存在せしに、今は皆灰燼となり、たゞ其書名を予が手帳に留むるばかりである。乍併このもの、片われと認むる金座後藤龜市氏所藏、金局秘記、系圖其他數點が最近刊行の塚本豊次郎著日本貨幣史中參考古文書の重要なるものとして發表せられ大に學界を益する所がある。

乍併この文書を金座ばかりのものであると誤解してはならぬ。あれは實は弘化二年金座の跡目を大判并分銅座後藤の吉五郎が相續したる爲め、其後は兩家混合の文書であることに氣を付けて見なければ意外な誤傳も交つてゐることを發見することが出來ない。

そはとにかく、確か東京橋區内に現住なりし筈の右後藤龜市氏の家に傳はつた夥多の金座并大判座の舊記の原本がこれもまた今度の天災でどうなつたことやら。もし皆煙滅したとすれば、かの震災のすぐ前に其一部分を借り出して世に發表せられた日本貨史の著者塚本氏には大に感謝せねばならぬ。

四、分銅及其別名法馬の字義

分銅の 分銅の二字、フンドン又はフンドウとよみ馴れて居るが、フントウ又フンドウと唱ふ字 義 する方が古いやうである。又た上方では一般にフンドウ、關東ではフンドンといふ方が多いようである。いづれにしても、それは分銅の二字の正しい字音ではなくて、そのもとは支那の元明時代の或俗言を寫した我邦の當て字であらうと予は考へる。

又た實際向うの文字に丁度その「分銅」の二字があつたかどうかは疑しい。俚言集覽には、「分銅俗フンドンと呼べり分等とも書けり法馬地」とあるが、「分等」の文字は支那臭ひが、實際そう書い

たものゝ例は私には未だ見當らない、併し古例のフントウと言ってトをドと濁らない呼び方には符合する。日本では江戸時代の初期中期頃までは、秤の小さいもので一分以上又は五厘までの重さを様す秤の名を支那の風そのまゝに「等子」と書いて「レテク」或「レテック」とも呼びならはし、又た同じものを「小釐子」ともかいて「リシタメ」厘の最目までもためてみるの意かとも唱へた例はいくつも古から我邦にある。それから推して考察すると、そんな小さい秤に用ふる錘のことを「分等」と、彼の國で書いた例が古いものにあるかも知れない。そうなれば、フントウ又フシドウ、又フンドンといふ我俗言は向うの「分等」の字が正字で、「分銅」は我國流に其實物が銅から出來て居る意味も籠めて附會して出來た邦語であらねばならぬ。「等」は等級の等で色々具つて居るものといふ字義で、小秤の「等子」も支那の俗字がそのまゝ日本に傳來して使用せられたのである。

とにかく古來今に至るまで久しく用ひ慣れた「分銅」の二字の字義を古來何人も解釋を試みたものが無いのは不思議である。尤も、享保元文の昔、伊藤東涯が名物六帳を著はして、その書中、普通の漢學者の注意しなかつた宋元明あたりの俗書からも澤山の用語を拾ひ集めて呉れたが、それによると、「フンダウ」とふり假字の付けてある彼國の用語には、良則子、法馬、法子、良定様、小要錠様、則子、細腰、銅式、銅法子、稱錠、駝馬、鏘馬、太平、などと澤山ならべてあるが、その内

で實際フンダウと讀めそうな文字は一つもないではないか。

又た「分銅」の「分」の字は、量目の分厘の分で、軽いもの、即ち小、き形のといふのが其字の本義だと予は思ふ。たとへ分銅には大小各種があつてもそれはまた別のことである。

以上の未定の愚考に就いては、特に識者の叱正を仰ぎたい。

法馬の 分銅の別名を法馬といふ。この法馬の文字は明らかに支那のものでまた久しく我邦に字 義 用ひ來つた文字である。然るに、この字義も、分銅のそのやうに日本古來の學者は賢き沈黙を守て居るから困る。

支那では古く（恐くは元明の頃）よりの俗言として法馬の字を用ひ來つたが、清朝以後の現代に至ては、法馬の代りに砵碼といふ字が普通に多く行はれて居る。これは向うの字間の作り字否當字で我邦には昔も今も無い字である。「辭源」支那版の說 明は一向平凡である この法馬の字源に就いては予は全く白紙であつた。然るに、畏友加藤繫君の指教によつて大切なる二つの文献を新らたに得たから、左に引用する。

(一) 清、陳鏞乾隆、嘉慶頃の人著、樗散軒叢談卷十法馬の條に曰く、

後漢書馬援傳、孝武帝時、有善相馬者、東門京、鑄作銅馬法獻之、有詔、立馬於魯班門外、乃

更魯班門曰金馬門、臣謹依儀氏韜中帛氏口齒謝氏脣髻丁身中、備此數家骨相、以爲法馬、高三尺五寸、圍四尺四寸、有置宣德殿下、以爲名馬式焉、竊謂今錢舖所用稱銀輕重之法碼、豈本前說耶、但相馬之法馬、引爲輕重之法馬、已失本意、而馬傍又加石字、集韻碼音馬碼礪石也、與瑪瑙通、然則字之娛用之矣。

(二) 外方山人輯談徵、名部上法馬の條に曰く

東觀漢記馬援于交趾鑄銅馬、奏曰、臣聞行天者莫如龍、行地者莫如馬、臣援師事楊子阿、孝武時善相馬者東門京、鑄作銅馬法獻之、立馬于魯班門外、示爲法、更名金馬門、臣旣備數家骨法、以所得駱越銅、鑄以爲馬、高二尺五寸、圍四尺五寸、謹獻、詔置德陽殿下、此法馬之名所由來也。

右叢談、談徵の二書考證する所全く同一である。これによると、法馬の起りは實際、銅で作つた「法」即ち法則基準になる銅造の名馬があつたもので、それが根元で權衡稱量即ち拜の錘おもりにこの名をくつ付けるやうにだんく轉訛したものと見える。馬と、錘とは形の上では何んの関係もないが其法馬と錘といづれも銅で作つたものであることは同じである。その銅で作つたもので、物のお手本や、基準になるといふ點も又た互に聯想の出来るものである。恐らくはこんな心理學的言語發達

上の關係からこの法馬の俗言が生れ出たのであらう。翻て言語の歴史を考へると妙な事の多いものである。たとへば吾々か今日何んとも考へないでざらに使てゐる「普請」だとか、「道具」だとかいふ宗教的言源の文字の事などを考合せてみても、法馬の字義はいかにも右二書のお説の通りであらうと私はこれによつて漸く年來の疑團を氷解することを得た。

尙この法馬の支那俗言の出來た時代の事や、又た其所謂分銅形の形狀などの考は、別項に更めて述べることにする。

(五) 秤の分銅と金銀塊の分銅

分銅には二種類がある。秤の分銅と金銀塊の分銅とである。その秤の分銅が基で、それから形狀の點丈けを眞似たものが金銀塊の分銅である。

秤の分銅の形狀は、申す迄もなく不正情圓形の中程を括つた形の所謂分銅型のものであるが、出來上つた最始の年代は、恐らくは支那の元朝時代よりは古くは溯らないものであらう。これは其中程の括れた細い所を手頭容易に摺み得るやうに、何の雜作もなく加工した頗る自然的なる意匠である。然るに、或人が古金銀貨幣及分銅の模造製作家藤島常與翁の説なりこの事、予が所有の古き新聞切のき帖にあり、新聞の名を逸す、明治二十三年頃の「讀賣」か「國民」かとも思ふ大法馬即金

銀分銅の形を説明するに、「昔支那にて鐵の圓柱を以て動かし難からしむる爲めに斯く(兩側をえぐりたるなり)」とあるは頗る奇抜の説ではあるか、それは分銅といふものを大法馬の方が秤のよりも先に出来たものと假定し其大法馬をもととして、それを藏に納め置く時の有様から想像した説に過ぎないと私は思ふ。とにかく分銅の形はそうやかましいものではなく、握み易しい秤の錘(おもり)に最もふさはしい形である。

この分銅形といふものが、奇妙にわが好美的日本國民性に驩迎せられ、古來色々五つ分銅だの、子持分銅だの、三つ分銅だのといふ紋章や工藝美術の意匠圖案にまで盛に浸み込んで來て居るばかりでなく、昔からよく金銀兩替屋の看板に用ゐられた爲めであらうか何となく金銀貨幣の代表的徽章であるかのやうに國民一般に深く信せられて居るのは實に妙の一字に歸する。」

さて秤の分銅には大小各種があるが、それは皆主として金銀貨幣特に昔の量目銀丁銀 小玉銀を量るに

用ひたもので、其數はすべて十七種乃至十九種を一揃又一面ともかくとしたものである。即ち十七種一揃の

方は一分、二分、三分、四分、五分、一匁、二匁、三匁、四匁、五匁、拾匁、貳拾目、參拾目、五拾目、百目、貳百目であつて奇妙に四拾目といふものが無い。

こう十七種を皆揃へると、普通の兩替屋の營業が出来るが、尙その上に大きな三百目と五百目との二つを揃へると都合十九種になり、それで完全となる。茲に面白い事はその拾匁以上の分銅の表面に

彫り付けてある量目表記の文字が壹兩、貳兩、參兩、肆兩、伍兩、拾兩、貳拾兩など、あるのは、皆一兩十匁制度の支那の明朝の秤量制そのまゝで又數字の字樣迄も彼の慣用に似たものである。これをみても分銅といふものが、全く支那の模倣どころか寧ろその丸呑みであることが知れる。かゝる事實の存することを指摘したものは、是迄には無いかも知れぬ。

秤の分銅の製作は、古く豊臣時代から後藤四郎兵衛一家代々の専有するところであつて、其家は分銅極所又は分銅座寛文九年よりとも公に稱せられて居つた。この家もと古くから將軍家の刀劍裝具の彫刻を家業として居つたが爲めに目貫めぬき後藤とも世に唱へられた。それらの關係から金銀分銅の製作の時には、金産銀産の人々よりも一層有力な役目を勤めたものである。

金銀分銅は其形を秤の分銅の形に眞似ねて作つたものであるが、その大きさは秤のよりも一層大なるもので所謂大法馬といふものである。これも支那のもの、模倣である。その傳統の詳しいことは別項に述べることにする。

金銀分銅は、一種の定型金銀塊で、即ち造幣の金銀地金である。而してそれが今の金銀地金の性質と異なる大なる點は、軍用を主眼とする非常用の貯藏品で金藏に嚴封の上、貯藏してあつたことである。併し其原則は段々破られた。

金銀分銅の鑄造原料は、もとは大判金ばかり千枚位で吹いたものであるから、之を千枚吹分銅或は千枚分銅と名づけた。併し時代の新らしくなると、大判數が少なくなつた爲めに、他の古金銀貨幣や粗製の地金類を多く用ひて作られるやうになつた。

金銀分銅の製作に關係する者の事をいへば、金分銅は勿論、銀分銅であつても、金座の後藤庄三郎が之を主宰（奉行）したるものであつて、銀座の人々も其始めの見積書などを作つた。その出來上りの形態や、表面の紋章や銘記の文字の彫刻などをする仕事は大判座兼分銅座の後藤四郎兵衛一家の專業とする職分であつた。又た鑄物師推名氏も之に加たことがある。

以上略述した所で、大體分銅に二種類ある事、又た二種類の關係性質の大要が會得出來たであらう。

(六) 徳川時代以前、日本及支那の分銅の傳統

支那の 支那の分銅即法馬は、日本と同じく天秤と分銅と相離るべからざる秤量の一要具であ
天秤法馬 る。漢唐以來の古秤の外に新しく出來た天秤、そは恐くは元明の間に出來たものと思
はれる天秤の使用と共に所謂法馬のものが行はれやうにもものらしい。その法馬の字義源流に關して

は前節既に之を述べたが、その製作期年の事はこれから考へやうと思ふ。元時代の文献は未だ知らないが、明時代のものでは、大明會典卷二百十一に天平法馬と題して

嘉靖八年奏准。製天平法馬一樣七副。六副分給各司。并監收内府銀料道官。一副留都堂爲式。

凡解戶及本部送進。内府銀兩。俱照戶部則例々給文掛號。額票開給。預先稱驗包封。會同談監較收

とあるに依れば、嘉靖即我享祿二年足利時代には官府に於ても整然たる法馬の制が備はるやうになつた

ことが知れる。又同じく明の張介賓が類經古今要覽稿卷二百廿引用にも少しく天平と秤と同じ法馬の説明あれども、茲に

重ねて抄出するほどの記事でもない。予の切に知らんと欲するは明時代以前の法馬の文献があるか

前節法馬の字義を解くところに引用したる樗散軒叢談や談微いづれも皆清朝の隨筆に據ると其字源は遠く唐代に

出發するやうであるが、其實物使用の起源は果して何の時代か判然之を立證する文献が知りたい、

予の今の臆測にては元、時代よりも古くは溯るまいと思ふ。又た更に深く臆測を逞しうすると、か

の天秤といふものも法馬の制と共に、元明時代に盛んであつた南海通商に於ける外來の秤量銀幣の使用の影響を蒙つたもので、支那固有の制ではないかも知れないと予は多年之を疑つて居る。

支那の金 天秤の法馬ではなく金銀塊としての大なる法馬は、明らかに元の時代には多く實在し

銀大法馬 た。その事を知るべき彼國の文献は予未だ知らないけれども、その實在を立證する史料は我邦のものでは澤山ある。就中有名なものは、伊藤東涯の盃簪錄卷之四 雜載篇に、

○筑前博多鎮管下市小路町商人有吳竹善三郎者元祿戊寅歲妻死葬本洲聖福寺內瑞應菴穿擴之次得金銀器作法馬等一盃悉進之寺以爲修葺之資、置石佛一軀以誌其後十九年享保丙申之歲以側旁竹茂、主僧命俾改匪六月十九日移石佛穿土三只所、又得一盃比前稍大內藏金銀器物如何得銀法馬八錠合重量貳貫百七拾四錢餘其餘金鈴金虎銀刀鞘金銀鑄造物象諸具產多凡得金八百八拾八錢餘銀五貫二百九拾錢餘以今時金銀分兩準之可得百貫目價云、法馬上各各鑿記字號面三行○徑、歷、郭、德、潤○行、宣、政、院、福、建、分、院○提、調、官、副、使、側、失、監、背、亦、三、行○客、商、謝、福○花、銀、肆、拾捌兩重○辨、驗、銀、匠、彭、禎

按元時諸跡置行宣政院經歷官元明俱有側失監似是人名元有丞相搠思監想側失監是胡人之名然則所得銀錠等物皆元時物、前世外國船舶皆湊于筑前故元時器物亦埋土中、距今殆五百年餘、中國前代之制儼然可見也

丙申(享保元年九月廿三日記)

と記し、終りに其出土法馬の圖、表裏兩面を示して居る圖之を省くこの事當時頗る喧傳せられたと見え、かの翁草四十八卷にも又た翰軒小錄三にも略ぼ之と同じ記事が見えるが、翁草には其發掘の金銀の

法馬を數十とし之を享保三年の四月の頃京都の金座をとり寄せて引替たる銀高參拾貫計の由と傳へ更に其金分銅の圖三様を示し、其金目四百九十八目と、四百九十三目と百卅五目とを註記し、又た其數大、小八大五斤目各不同ともかき、大は長四寸五分、厚九分、小は長二寸六分厚六分と書き傳へてある、輜軒小録には八ツの法馬を合せて二貫百七十四匁二分なりしと傳へてある。又たこれらの書と大いに趣を異にする記事が、石城志といふ博多の古い地誌寫本三冊、博多儒醫津田父子共著、寶曆明和の稀なる寫本なりしが近年九州史談會とかにて刊行せし筈予は文久の寫本による。に見える。かの東涯のよりは後の傳へであるが、流石に其土地の寺傳或は古老の傳説をかき集めたものとして注目すべき點もある故、煩はしいけれども左に其一文德聖寺の寺傳中の一節を抄出する。

(前略)

元祿十一年正月十三日頼朝卿の五百年忌に當りしかば住持丹岩和尚兼々より僧徒を集め法會をなして遠諱を吊ひ冥福を祈る云々。今年住持丹岩出世賜紫時に至りしか共法財乏敷上京運滯せり。爰に當年十二月十二日、博多西町の民三宅傳兵衛か娘病て死す、聖福寺の子院瑞應菴に葬らん迪役史墓地を穿つ事三四尺斗、地中に石有其下より忽一つの壺を掘出す蓋を開見れば蓋中悉く金器也、依之僧徒より福岡の有司に其由を告しかは監吏來りて是を點檢仕けるに壺中の金器、金花銀

花、金銀團金片金其外金にて作れる禽獸虫魚の形多くして枚舉仕難し其躰製皆中華良工の所作にて日本の製にあらず、是往古亂世に兵火を避て爰に埋みし成へし丹岩是を封して邦君綱政公に奉る、綱政公此時江府に述職し給ひしかば、其中文字を刻める金花銀花各壹枚宛を留め其餘は悉く丹岩に返し給ふ、初め壺を開きし時、役夫賤人等數多金器を抓み取しを堅固の輩相議して是を取返し送らんとす丹岩堅く制して彼傭夫等地を掘し力より出たれば彼等が取りしは可得分也不可取返況や罪すべけんや迎傭夫等を責、求る事を赦さる聞人は是を感す其後金花を悉く集め鑄潰けるに凡貳百參拾餘兩を得たり。此内金八兩を彼墓の地主瑞應菴に送り又銀百兩を護聖院に寄て開祖の祭奠を助く其餘は住持出世の資用と可爲とて給はりける終に翌年上京して其志を遂たり云々、此春頼朝卿の遠忌に當り住持の出世を望みし時なるに誠に希代の奇遇なりける。

今按るに、其後享保元丙甲六月十八日彼七女名をもてふと云遠忌に當りければ兄惣兵衛綿屋なりと云者石塔を修補す迎又壺を掘出せり、金貳貫九百目器物に作りたる銀五貫三百目外に五百目の銀分銅有、銘文に

郭德浸と有萬世統譜に此名有と云本朝村上天皇御宇唐土宋の太祖皇帝の時なり

此時住持北澗長老伽藍再興の發願に諸國勸化に出て留主

成しに越舟文外江山古崖知事等云る五僧貪慾心を起して各私曲の行跡有其事終に發覺しにけり

云々、同八年癸卯二月廿五日又同所より壺を掘出せり、銀九貫六百六拾目右の内法馬六十九但五百目分銅六有外に銀の作り物掛目四貫目餘有、五百目法馬の銘左に記す。

(表) 客商胡福 (裏)

辨 臨銀 眞禎 金花銀

華銀伍而兩重

此時住持圓珪長老也、右金銀の作り物は、塔頭繼光菴の境内にて刀鍛守一權次と云者鑄潰す椋三郎右衛門といへる商人是を買取て京都に持上り大に利潤を得たり又津内にて數人筑後久留米梅林寺にも此銀を借用せり云々

この所傳によると、發掘は二度でなくて三度元祿十二、享保元又、享保八もあつたらしい。又た金花銀花とあるは、恐くは寺僧のまゝにして、それは法馬の表にある文字から言つたものらしい。別に一段下けて

「今按るに」より以下の文は者の傳間をかき加へたものらしく、これには明らかに分銅とあるが、享保元年出土の五百目分銅の銘記及其説明は誤解とみるべきで、其次享保八年出土の法馬六十九とはいかにも澤山を示してあるが其大多數は小さいもので、少數の六つが五百目分銅であつたらしい。その銘、表裏の寫には傳寫の誤がある。

いづれにしても、博多の地は、唐宋元明の間、久しく我邦支那通商の咽喉として長崎より前に開けた商業要港の大なるものであつたから、遅くとも元明時代には、彼國の金銀法馬が尠からず舶載せられた事を知るべきである。

右出土の元時代の金銀分銅の表銘の中に花銀何拾何兩重とあるその花銀は我邦にてもよく言ふ花降銀の事であらう。花降銀とは鑄造上の一用語で、銀の上品なるものをさしていふとの事である。寶貨叢說三、かの石城志に金花銀花とあるは文字轉倒すれども、いづれその事に違ひないと思ふ。これは法馬の別名ではあるが、其品質より出でた別名である。

序に述べて置くが、徳川時代外國輸入金銀の事については、嚮にも故内田博士の論文

明治卅五年の博士請求論文

也、近時發刊の博士の全集に收載してあるが、後には辻博士の記述

大正四年刊歴史講座田沼時代

もあつて、それらには通航一覽や唐和

蘭持渡金銀錢圖鑑掟

この本、通航一覽にも已に引用す。内田博士は早稲大學本によられたるか否か知らず、辻博士は、長崎野口孝太郎所有本によられたが、予は先年早大本を一見した。

の紹介がよ

く述べてあるが、時代は、寶曆十三以後の事が詳しくその前の事は十分でない。其輸入金銀の種類を見渡すと、足赤金、九呈金、八呈金、人頭錢、銀錢西藏金元寶足紋銀、中形足系銀、元系銀、花邊銀錢、等其他色々の名及圖が見えるけれども、みな清朝以後のもので、而も法馬の形をしたものは一つも見當らぬ。其他予が特に蒐集したる諸國灰吹銀寄

もと、銀座關係の古帳
特評局圖書館所藏

や金銀職事二冊など

も外來の金銀の圖はあるが法馬と稱すべきものはない。シテみると彼國でもせい／＼明代位まで、其制は中絶したものらしい。

我邦最初の豊臣 我邦で大法馬を作つたのは豊臣氏の千枚分銅が始めである。その圖形は今傳は

氏の金銀分銅 　　るものがなくて判然しないけれども、所謂分銅形のものであつたに相違ない。

千枚吹分銅といふのは、大判金千枚を以て造つた分銅といふ事である。尤も豊臣氏の分銅には千枚吹ばかりでなく、貳千枚吹の分も中々多く、又貳千七拾枚吹のものさへあつた事が例の京都の大判後藤文書に見える。

尙その文書によると、分銅の銘で是も古い時代のもは「天正十九年六月吉日」とあるものであるが、それ以上の年號も又た詳しい銘も一も傳らない。(慶長十七年正月十三日竹流しに改鑄)。其次に古いものは、「慶長二年二月吉日」の銘のあるもので、此年月の外に名判も知れて居る。其全銘左の通り。大日本史料第十二編ノ廿補遺同之六

いこまうたのかみ 判

慶長貳年二月吉日 小出播磨 判

淺野彈正 判

後 藤 判

松 村 判

後 藤 判

豊臣氏が始めて大分銅を造つたことは是迄は只漠然「永祿以來出來始之事」など云
雜書の只一行ばかり記事のみでそうと知つた位であ
るが、右の史料をみると遅くとも天正十九年には實際其物があつた事が明らかになつた。

豊臣氏がこの金の大法馬を造つたのは、決して其獨創でなくて、前掲のやうな舶載の大法馬を夙
に目撃したことがあるに依て思ひついたものであらう。

豊臣氏の大阪城の金分銅を、徳川氏の政策の爲めに、慶長十三年から十七、八年の間に亘り、京
都の大判後藤が命を奉じて鑄潰して大枚金に改造し、大佛再興の資とした時の分銅總數は二拾八個
内千枚吹十七個千枚吹十一個、(外に貳千七拾枚吹一個)總枚數四萬五千枚であつた。尙此鑄潰の次
第等は西田學士の精細なる研究を参照することを勧める。——「大阪役前豊臣氏財政の資料」(後藤文書の研究)

(大正三年九月刊史學雜誌第廿五編第九號)

(七) 徳川時代の金銀分銅の歴史

金銀分銅 金分銅の通稱には、千枚分銅、千枚吹分銅、千枚吹のふんとう、御金藏千枚分銅、の通稱異名 軍用金、軍役金、大法馬黄金分銅、黄金の千枚吹ふんとうなどの異名があるけれども、銀分銅はたゞ銀のふんとう或は銀の法馬などと呼ぶ位にて、概して千枚分銅、軍用金、軍役金大法馬大の一字なきもありなどの汎稱に含まれて居る。これは大法馬が、もともと金を主とし銀を従としたか
らのことである。

この法馬を數へるには、單に一つ二つ、或は一個二箇など唱へ、之を何枚といふことない。稱呼有無の事は、享保度の分銅に就いて述ぶる所の一節参照

世に秤の分銅と金銀塊の此分銅とを區別する爲めに、一方を分銅といひ、この方を法馬といへばよさそうなものだと思ふ者もあらうが、諸舊記を見渡すと、必ずしもそうではない。寧ろこの方の分銅は後々までも千枚分銅、或千枚吹分銅千枚吹のものと唱ふる方が多く、法馬とかくは漢文流に書ける場合にたま／＼見出す位である。又た之を大分銅といふも稀である。秤の分銅を小分銅とも言はぬから

分銅貯藏 徳川氏の幕府に於て、豊臣氏の故智を學んで金銀の分銅の大なるもの各種を鑄造して

の目的 金藏に貯へたのは一旦緩急の場合に、之を改鑄し金銀貨幣となして其用途に充てんとしたものである。それは軍國封建の時代であつた丈けにその非常の場合といふのが即ち軍用の事である。

あるのは自然のわけである。實際其事は萬治以下寛政天保のものに至るまでの各分銅の銘記に、行軍守城用、とか、征伐軍旅用とか、充臧軍資とか彫り現はされてあるので一目瞭然である。然るにその萬治よりも古き慶長度のものに、「此銀爲城米」とありて一事を以て考察すると、必ずしも軍用の目的ばかりで出来たものでもなかつたことが知れる。その各種の分銅が實際に役立つた事蹟を顧みても、軍事の場合は殆んどなくた、嘉永年間の一例あるのみ、詳しくは後に譲る多くは常時財政窮乏の救済の爲めに用ひられてしまつた。これは理屈上、本來の目的には適はなかつたわけなれども徳川氏三百年平和の時代には敵國外患の少かりし代りに、始終財政の不如意に苦んだわけもあるからその平和の戦争たる財政難を切り抜ける爲めにはこれらの非常貯蓄の分銅が目的通り最も有効の結果をもたらしたものと云はねばならぬ。たゞその貯藏及出納の規則が不文律であり、又た鑄造改鑄などの規則が今日の造幣法のやうに出来て居たわけでもない故、自らだらしない結果を生じたのは己むを得ぬこととする。乍併その元に還て、當初徳川家康が、大阪城から伏見城、伏見城から駿府城、次いで江戸城へとだん／＼に澤山の古金銀を持運び、又た大に貯めこんで終にはかの慶長十二年十月十四日、江戸城に於て秀忠の爲めに金三萬枚銀一萬三千貫目といふ莫大な金銀を付與して後事を督勵した其時或は其頃の家康の心事は如何と考ふるに、かの「駿河土産」の傳へてあるやうな理財上の三大方針として

第一には軍用の爲め、第二には江戸の大火全滅を豫想しての爲め、第三には日本國中他日天變凶歳の時領主に加勢して百姓の急を救ふ爲め以上其本文によりて其意を摘要すなど、ある家康の老職に與へたる教訓に於てありくと讀まれる。この事は間接ながら法馬の貯藏の目的を察知すべき一資料となすべきものであらう。

徳川氏 徳川氏の金藏は江戸と、大阪と駿府との三所にあつた。それらは、今日の國庫の金庫の金藏 組織のやうに完全な組織はもとより無かつたが、試に強て之を比較してみると、江戸の金藏は中央金庫で、大阪のは地方の本金庫で、駿府のは只だの支金庫位のものであつたとも考へられる。

その江戸の金藏の古い歴史は明かでないが、恐らくは城内天守閣下北の穴藏明曆の大火に焼けた一つ位のものであつたらしい。然るに、其後蓮池金藏と奥金藏との二ヶ所に分かれた。蓮池金藏は正徳三年五月に「切手門外の金藏」この金藏の由來未詳を蓮池に移したもので四棟あり一棟三間五間 三棟各三間六間奥金藏といふは恐らくは城内の奥昔の通りに天守臺の下の邊なりしならむにあつたものらしいが、其建設は寛保二年で、一棟三間五間であつた。老中か之に封印し、御留守居が之を預ることになつて居つた。蠹餘一得、三集、六

金銀分銅を貯藏して置く金藏は、右の二つの内の奥金藏の方であつたけれども、或時代には一時的

に之に蓮池金藏の方に納めて置いたこともある。天保十四年中の事
後に之を述ぶ

蓮池金藏は俗に、たゞ江戸金藏と言はれたるもので、それは幕府の平常の中央金庫のやうなもので、日常出納の金銀は勿論、所謂除金といふ色々の準備金をもこゝに貯へる所であつた。之に對して、奥金藏の方は主として非常用の金銀分銅其他古金銀等を貯へる爲めの一種特別の國庫であつた。こんな特別國庫の必要があつといふところに、昔の「眞の軍國主義時代の特色が見える。」

家康遺金

徳川家康は、その豊臣氏に對する政策上、豊臣氏が造つて貯めて置いた金銀分銅の多

中の分銅

數を大佛殿再興等の資の爲めに澤山潰したけれども、それを全く絶無にはしなかつたらしい。「當代記」に散見する如く彼は伏見城より屢莫大なる金銀を駿府城に輸送したが、その内には必ずや所謂太閤分銅も含めれて居たにちがひない。それをまた後に江戸城にも移した。

當代記

傳、伊勢龜山城主松平忠明著（圖書刊行會史籍編纂所收）の慶長十三年月十三日條に

東山大佛、來年可被立とて金子を自秀頼公被出、是を大御所より被請取、又大御所より此代に被出兵糧其外も秀頼公より金銀材木被調、此ために黄金の千枚吹のふんとうを江戸に被下、於江戸これを板金に吹ければ右之内卅四枚不足と云々

とあるが、その分銅は、豊臣氏のものである。茲に注意すべき事は「右之内卅四五枚不足」とある

のを分銅の個數の事と解するものが是迄多いやうだが、私の考では、千枚吹であるべきものが、其内卅四五枚分量目不足の一分銅があつたと解すべきである。そのわけは、かの京都大判後藤文書を通覽すると、よく之を立證することが出来る。

武徳編年集成此書悉く信ずばからずに傳ふる所によると、元和二年五月、秀忠が二條城で藤堂と井伊とに各二つ宛授けた金法馬は太閤が儲置いたものであつたといふことである。乃ち秀忠は之を家康より傳へられたものであらう。

家康の遺金の處分を明細にしたる古文書として近來屢學界に喧傳せらるゝ辻博士、栗田學士、平泉學士等によりてかの「元和二年久能御藏金銀請取帳」及「寛永廿年久能山御用金江戸御金藏に納覺」の二點を見競べて、其内より金銀分銅の數が幾何ありしかと點檢するに、

一金四拾壹箱 ふんどう

但壹箱ニ付百入之由

一銀分銅五拾 此内貳拾ハ貳百目吹 三十目は百目吹 但壹箱入 此目七貫目

とあるから、金分銅は四千壹百個あり、銀分銅は大小合せて五拾個總量七貫目あつたことが知れる。其金分銅の大きさ及量目は明らかでないけれども其數は實に驚くべき莫大なものではないか。

この莫大なる金分銅及銀分銅は、果して豊臣氏以來持ち傳へたものであるか、或は徳川氏の新鑄のものがその内にどれ位交つて居るか、或は新鑄のものばかりであるか。之を明かにすることが六かしい。

徳川氏の分銅は、萬治二年の分を最始とする俗説もあれども、その前に慶長の分銅が慥かにあつた。

(一) 慶長の 徳川氏の分銅の最初のものは、慶長九年二月新鑄のものである、其銘文は、

(紋) 此銀爲城米
安不可用盡
慶長九年甲辰二月吉日
(紋) フキ字

とあり、其文字全部「フキ字即ち陽刻であつたといふ。それは銀座人の手控本、「諸國灰吹銀寄」に圖を以て示す所による。尤も同じ座人の「手帳」金銀座書留、實には「安不可盡庸」とあるが、前者の

方が正傳と思はれる。紋は葵の紋。銀質は石見灰吹銀。奉行後藤庄三郎光次の判があつたといふ。

其大さ及量目は、一本の五拾貫貳百目とある分には、厚サ五寸五分、長サ一尺一寸六分半、幅一尺一寸とあり、別本の四拾貳貫百七拾目とある分には、長一尺三厚サ五寸とあるが、前者諸國灰吹銀寄の方が比較的眞に近い測り方と思はれる。「この慶長の銀分銅の出來高は八拾、其總貫目四千五拾貫あつ

たと傳へてある。銀座々人手帳 五冊之一以上、慶長の銀分銅に關する史實は、零碎のものながら、これ迄不明と

せられたるものに對して、一つの新しい光明を投ずるものである。

慶長の金分銅の事については未だ新しき史料を發見しないから、未詳であるが、それも恐らくは銀分銅と同年月の製作であらう。

江戸會誌 第二冊 第六號 の金銀分銅の考證に、

徳川氏の分銅は、慶長六年の頃より天下の鑛坑大に開け、金銀の産出すること夥しければ、大判千枚に滿るごとに分銅一枚を造り、林道春に命じ一々款文を記さしめ（其銘は今詳かならねど萬治なると同一なるべし）必ず國家の大事あるにあらざれば用ゆることを得ずとて後世に遺傳へられしもの凡そ三十六枚より、これは蓋皆黄金なるべし。

とあり。甲賀博士もまた 百科辞典、分銅の説明に於て 之を踏襲して居らるゝが、實は怪しいものである。林道春の款文、三十六枚の出來高など何に據られたものか、（枚數の事は前に引用したる當代記慶長十三年十月三日條の記事を勘違ひしてこしらへたものかと臆測す）普通の書にない事は其證據を別に明らかにせられぬ已上、容易に之を信ずることが出來ぬ。たとへ其出所は何にありとするも、大判千枚に滿つるごとに分銅一枚を造り云々」とある其枚字の用法など古い正しい記録には見受けられないものである。枚字の考證は、後に享保度の分銅を説く條に詳しく述べやう。慶長六年とあるは、分銅以外の通用金銀貨幣の行始の事から附會し

たあいまいな紀年と睨む。

白石の折たく柴の記寶永六年二月に三日の條

神祖の御時黄金千枚宛を以て大法馬をつくられて、行軍守城之用莫作他費と銘せられしもの候なること承りぬ云々

とあるは、慶長分銅の事のやうであるが、其銘が、萬治のそれとも似て非なる他に實例を見ない文句であるのは、恐らくは、白石のうろおぼへに出でたものに過ぎないと予は辯護する。

さてこの慶長の分銅の總出來高は不明であるが、かの明曆三年正月十九日の大火に、江戸本丸天守閣下の穴藏の焼失と共に、金銀ひとつに湯になり石垣の間に流れ込んでしもうたうわさなど、龜岡石見覺書正徳五年十二月の追想記也にもあつて、世に名高き話柄となつて居るが、その内で金銀の分銅の損害の程度などは判然しない。然るにかの銀座の「手帳」を検すると、銀の分銅は此時只二つ丈け焼流れ、残つたものが七拾八もあつたといふ新しい事實がわかる。どうしてもわからないのは金の分銅の事である。

(二) 萬治の 萬治二年新鑄の金銀分銅の事は、大體よく世間に知れ渡つて居るけれども、尙茲に多分 銅 少耳新しいことを述べてみる。

開曆三年正月大火の翌年天守閣改造して臺ばかりのこした時に、かの金銀ひとつにかたまりたるものを三ノ丸まで運び出し、留守居役四人之を奉行し、銀座年寄糸屋與四郎と古手屋五郎右衛門兩人請負三ノ丸にて金銀に吹分けたといふ話龜岡石見もあるが、かの銀座人手帳によると請負兩人の事は明らかでないが、其他の事は更に明確に、左の如く書き留めてある。

一三ノ丸吹所萬治元年戊四月十五日ニ初同三年子八月十九日ニ仕廻

一御金高百七拾萬兩餘

一判金壹萬五千枚餘

一金分銅數貳拾也

此貫目 八百七拾八貫八百拾匁也

一銀分銅數 百貳拾八

此貫目 五千六百廿七貫百六拾目

一右之分銅銘 林春齋作

行軍守城用

勿作尋常費

萬治貳年己亥正月吉日

右之銘林春齋に仰被付、分銅之いかた(型)は、しいな(椎名)被仰付、書付之彫は後藤四郎兵衛に仰付候

右之分銅之外酉(明曆)正月十九日之炎上ニ燒殘申候銀分銅數七拾八在之候 都合分銅數貳百六ツ也

これにて要領がわかる。右金分銅貳拾を寛政三年後藤庄三郎の書上に貳拾壹とあり一つ丈け多いのは誤傳ではないかと推察する。吹塵録上卷第十二冊貨幣部四寛政三年奥御金藏に右之金銀分銅文字金銀に吹立候積取調候節之書類

この萬治の分銅の銀の方は佐渡灰吹で、奉行は慶長と同じく後藤庄三郎(金座)であつた。銘文は金も銀も共に慶長と異つて所謂ホリ字即ち鑿記の文字であつた。銀座人手帳 諸國灰吹銀寄

この金銀分銅金二〇銀二八總計二百六つの各別の貫目及品位の總明細表は傳らないけれども、其一部分の文化三年中殘存のものゝ明細は、左の通りである。收藏大原 金局秘記

萬治二年銘

金分銅三つ

内譯 金目 四拾四貫六百五拾目 一つ 五拾貳匁位より五拾七八匁位不同有之

同 四拾參貫三百目 一つ 平均凡五拾五匁位銅舍

同 四拾貳貫四百目 一つ

計金目百三拾貫三百五拾目

同

銀分銅五つ

内譯 銀目 四拾四貫七百七拾目

同 四拾四貫六百三拾目

同 四拾三貫九百八拾目

同 四拾三貫三百五拾目

同 四拾三貫五拾目

計銀目貳百拾九貫七百八拾目

(家藏の萬治分銅舊拓本は之に當る)

尙舊記録中に寓目する萬治分銅の量目は

一四拾貳貫百七拾目(銀分銅)……福岡灰吹銀寄

一四拾三貫百目 (同)……銀座々々人手帳

僅かに右の二つに過ぎない。

徳川幕府の非常用の金銀分銅の研究

萬治分銅の寸法は、諸記録多少異同があれども、

金の方 長壹尺壹寸三分程 開ノ幅壹尺程

中ノ幅五寸程 厚四寸五分程

銀の方 長壹尺壹寸五分程 開ノ幅壹尺程

中ノ幅五寸程 厚六寸程

とあるもの最も精密のやうである。」

予が所有の四拒本四拾三貫三百五拾目の萬治の分銅の寸法また略之に同じい。然るに最近手に入

れた新拓本

東京帝室博物館所藏金銀分銅模造貳個
該館員入田整三君

大正十二年十二月手拓

の内萬治金分銅は、其長さには於ても、中幅に於ても五分

不足、又其葵の紋章の直径三分不足、表面の銘の字體は、稍似て居るが、裏面の銘「征夷大將軍德

川家綱行四拾四貫貳百目行」とあるに至ては愈で、た、ら、め、の模造品たる證據を自ら暴露するものと認

定せざるを得ない。金の四拾四貫貳百目の分銅は、もしあつたにしても、疾くの昔に鑄潰された筈

なのに、凡そ明治廿二三年頃に藤島常興翁が之を模造された時に、さる珍品或は拓本が翁の目に觸れた

といふならば、それは甚だ怪しい代物と言はねばならぬ。尙分銅の量目を刻り付ける場所は、下部

の小口即ち下側面

その厚サ分銅は六寸程なれど五寸七分のもありしこと舊記に見ゆ

と定まつて居たものらしい。

私藏、萬治分銅舊拓本
塵録々人手帳

萬治年製分銅が其製造貯藏の後、非常の場合として多くは戦時にあらざる平時に於ける財政難を救ふ造幣益金を得る目的にて——に何時代にどれ丈け鑄潰されてだんく、減少したかといふ事は、十分にはわからぬが、諸記録に散見するものをやつと拾ひ集めてみると左の通りである。

萬治分銅の遞減

一、寛文元年七月中の有高

金分銅貳拾

小判ニハ拾六萬兩
一ツニ付大判ヲ十枚吹積リ

金小分銅

百拾五

小判ニハ二千三百兩

一つに付百目づゝ

——寛文御天守金銀帳（一話一言）

二、延寶四年

金分銅七つ

通用金に吹立

此目 三百拾貫九百目餘

此代 慶長金五萬七千八百兩餘

——金座書上寛政三年（吹塵録）

延寶五年五月より十月迄

銀分銅四拾

此掛目合千七百五拾八貫八百三拾壹匁五分

徳川幕府の非常用の金銀分銅の研究

— 銀座々々人手帳

三、天和元年

金分銅拾 通用金に吹立

此目 四百三拾八貫百目餘

此代 慶長金七萬六千六百六拾兩餘

— 寛政三年金座書上(吹塵録)

同年十月より二年五月迄

銀分銅 六拾六 此掛目合貳千九百貫七拾九匁壹分

— 銀座々々人手帳

四、元祿寶永年間

「……たゞひとつ二つをと、めをかれて其餘は皆々新金の料になされし云々

— 折たく柴の記

五、寛保二年 藏入之時並
寛延三年二月有高調(奥御金藏御金銀之覺)

一金分銅 三 金目 四拾三貫三百目

同 四拾四貫六百五十目

同 四拾二貫四百目

一銀分銅 五

銀目 四拾四貫七百七十目

同 四拾三貫九百八十目

同 四十三貫三百五十目

同 四十四貫六百三十目

同 四拾三貫五十目

——癸卯雜記八 誠齋雜記

六、其後、

天明六年、寛政三年、同五年、文化三年、
天保二年、同十三年十四年、嘉求元年及六年

一金分銅 三 (各目方前に同じ)

一銀分銅 五 (同)

——御勝手方覺書(戊申雜綴ノ内)○寛政三年金座書上及天保十

四年蓮池金藏總有高(吹塵録)○收藏大原○金局秘記

七、元治子年八月廿四日より

金銀分銅數二十三碎上ケ

八、慶應四辰年三月十日左ノ圖(萬治分銅圖あり之を省く) 金分銅

碎上ケ

目方 四拾二貫四百目

豎一尺一寸 横一尺
厚サ四寸九分

千分中八百四十八分純金

銀目方 四拾三貫五拾目

豎一尺一寸六分 横一尺餘
厚サ五寸三分

——内閣本寫本金銀雜記

勝海舟曰く

徳川幕府の非常用の金銀分銅の研究

九、戊辰(明治元)三變に及で余自から金庫を検して金分銅一箇を見る、其他之金貨過半唯其定箱に封印せしものある而已云々」
——吹塵錄上(天保十四年蓮池金藏總有高ノ附記)

かくの如く、萬治分銅は、延寶天和以來漸次減少したけれども、寛保二年此歲奧金藏出來る以後嘉永六年に至る間——此間寛政及天保兩度の分銅増鑄あり——久しく金分銅三、銀知銅五の個數を維持したるは其本を忘れざる紀念品として特に大切にしたからであらう。然るにそれも嘉永以後の國家の内憂外患に際して、とう／＼維持保存が六ヶしくなりしものと見え、幕末より明治維新の始めにかけては管に萬治の分銅ばかりでなくその他のものも皆共に大減少を來し、明治元年の頃勝海舟の臨檢せし時には金分銅は一個のみであつたといふ話だが、其一個の金分銅は、わざ／＼残す位だから他の年號のものではなく、恐らく萬治年製金分銅であつたらうと推察する。さてそのもの、行方は今いづこ。その始末についてはかの江戸城明け渡しの前後に於ける一怪聞も聞かないでもないが、そんな事は、あとまはしにして萬治以後に増鑄せられた分銅の事を次に述ややう。

(三) 疑問とすべき 享保年中にも金銀分銅が出來たといふ事は疑問である。然るに世に享保の分

享保分銅の 銅と傳ふる萬治銘の分銅の圖及附文あり、之を事實と信する人も前々から澤

山あるが、その誤傳の源となる最も有力なるものは、世間に廣く寫本として流布せる柳營秘鑑であ

らう。この書に曰く

「此度仰付候金銀大分銅之事

(萬治二年の分銅の圖を示したる其傍に記して曰く)

元來三拾枚被仰付置候處中比十七枚失候ニ付此度十五枚被仰付候當時九枚出來候由(圖の上に)

金ハ四拾四貫七百目

銀ハ四拾七貫三百目

(圖の左に)

代々後藤四郎兵衛作之」(圖の右に)

只これ丈の本文が、突然前後の關係もなく、年月の記入もなく、其書の後篇第二卷の終りに書き込
んである。

又たこの本文をそのまま、そつくり轉載(?)して居るものは、**異本**國家金銀錢譜(寫本)であつて、
それには、おまけに「享保年中被仰付候由」と書き加へてある。以上二つの書が世間に多く擴がつ
て居るために、益々この誤傳を廣く傳へたものと私は考へる。尤も國家金銀錢譜の原本には全くそ
の事はなく増補追加の異本明和元年九月藤原忠寄の
奥書あるもの及其類本に於て之を見るばかりである事は既に材料批判の章
に於て述べた通りである。

予はまた溯つて右の兩書の記事の據る所を推測すると、享保世説 卷五に(物集氏廣文庫所用のものによる)

元來三拾六枚被仰付置候處中比十七枚失セ候ニ付此度十五枚被仰付當時の數出來候由、金は四拾四貫七百目銀は四拾六貫三百目、黃金一萬枚、代々後篇四郎兵衛作之

(此次に萬治二年の分銅の圖あり、略之)

右の如くある由。予は其原書を實見せず其者をかの柳營秘鑑後篇に、少しく文句を變へて、雜然書き加へたるも

のにはあらざるか。此書三卷本は圖書刊行會出版近世風俗見聞集中にも收まれるが五卷本も世にある由の解題あり廣文庫の著者物集博士は其五卷本を所有せらるゝものと見ゆ今は流布本稀なれどもいづれにしても編纂の俗書に過ぎない

江戸會誌所載の金銀分銅の考證には、予が前に列擧したる萬治年製金分銅三つ銀分銅五つの各量目都合八種を全部享保所製と斷じて表を作つてあるのは、右の俗書などに惑はされての事か、或は予の未だ知らぬ確かなる史料が別にあつての事が、とにかく疑問の大なるものである。

予の今の知識の程度に於ては、之を疑問とするよりは寧ろ全く誤傳と認むる方に傾いて居る。

何故にそうかといふに、「元來三拾六枚或は三十枚被仰付置候處云々の全文、悉く意義不明なるのみでな

く、前にも少しく論じたやうに、もし分銅の數を一つ二つと唱ふべきのを幾枚とよぶものとすればそれは誤である、後世徃々分銅何枚と書くもののあるのは、この書などより其誤りが傳播したものであらう。京都大判並分銅座後藤文書に、たとへば貳千枚吹壹つ此枚數四拾四枚三兩三匁四分など

あるは、貳千枚吹の分銅一つを竹流し金などに吹かへ之を大判金の價何故といふことに直して計
算したる時の事である。序に其文書の一例を示せば

酉慶長十四年十月廿日

一千枚吹

壹〇つ

内 拾五〇枚

八拾壹枚五兩貳匁

まへの不足書付有
のやきのへり
吹へりのへり

残判金ニ〇

九百三枚四兩貳匁八分に成申候、御城にて究申候也

酉慶長十四年三月八日

一貳千枚吹

書付なし

壹〇つ

内 五拾七枚壹匁

まへ分銅御被成候時より
竹ながしに仕候までのへり

付ながしニ〇

千九百四拾三枚に金壹匁不足

徳川幕府非常用金銀分銅の研究

内

貳百九十七枚。八兩は金にかへ申八目のへり

判金千六百四拾五枚。貳兩

但壹枚に付五拾貳匁一分かへに京大阪商人衆に聞合ひて賣申候故ためしやきは無御座候

右は豊臣氏の金分銅を鑄潰して竹流し金に改造したる時大判金を本位として計算したるもので其枚の字は皆大判金の枚であつて分銅に枚といふことは決してない證據之によつて歴然明らかである。

更に之を臆測してみるに、かの享保世説や、柳營秘鑑や異本國家金銀錢譜などによりて享保度に金銀

分銅が出来たと誤解せられたのは、恰も享保十年十一月に所謂吹繼大判(享保大判)が出来た時に、金銀分銅が潰されたの出来たのだとの反對の風聞などでもあつたのに原因するものではなからうか

これに類似の誤傳はかの翁草四十卷に寶永六年十一月二日依台命被鑄千枚分銅、云々と略圖無年まで

も示して數百枚鑄られたりなどとさへ傳へられてあるは、全く其反對に其年月頃に分銅が鑄潰されたることのあるのを誤り傳へたのである。何事も秘密主義の昔の世の中に、特に秘中の秘とすべき

金銀分銅の事どもに就いて、誤傳のあつたのもまた時代風潮の免れ難きものと洞察すべきである。

尙江戸會誌、金銀分銅の考證に「交保中に及んで有徳公新たに金分銅三枚銀分銅五枚を造らる外に印子三百六銀錢四十二貫五百文あり云々」とあるは全く謬見である。

是れ恐らくは癸卯雜記八、所收、寛延三年「奥御金藏御金銀之覺」の記事を讀み誤りたるが爲めであらう。

(四)寛政の 寛政五年、松平越前守定信執政の時、金分銅五つ、銀分銅壹つ合せて六つの寛政分銅が鑄られた。その銘左の通り 收藏大原、貨幣秘録 金局秘記(奥御金藏有高覺)

征伐軍旅用
勿爲尋常費

寛政五年癸丑八月吉日

右銘筆者、勘定吟味役佐久間甚八。彫付、後藤四郎兵衛

右寛政金銀分銅の數量品位は(引用書上)

一金分銅 五つ

内譯

| | | | |
|----|-----------|----|------------------|
| 金目 | 四拾壹貫四百三拾目 | 銅舍 | 五拾參匁位 |
| 同 | 四拾壹貫貳百八拾目 | 同 | 五拾貳匁五分位 |
| 同 | 四拾壹貫貳百五拾目 | 薄銅 | 五拾貳匁五分位 |
| 同 | 四拾頂貫三百目 | 同 | 五拾參匁五分位(イ五十二匁五分) |

徳川幕府非常用金銀分銅の研究

同 四拾壹貫九百四拾目 同 五拾參匁五分位

金目貳百七貫貳百目

(此分銅文字金ニ吹立凡金七萬兩餘)

一銀分銅 壹つ

銀目 三拾貫百目

(文字銀ニ吹立、凡拾貫目餘、金ニシテ千兩餘)

金銀分銅の寸法及鑄形

六つ共、 豎差渡一尺一寸三分

寸法 横中渡し五寸貳分 厚さ四寸九分

鑄形 紋置上げ高さ二分、葵の葉肉有之 葉毛彫、文字惣て拘に彫

右は、慶應義塾圖書館藏古金譜一名静好堂所藏古金圖式この圖式は傳寫本稀にありの奥に附録として貼付

せられたる寛政金分銅(四拾壹貫九百四拾目の分)の原寸大見取圖寛政五丑年八月廿四日蓮池金藏元方へ上納の節銀座役某分銅に紙を當て、寫したる由

の註記ありの說明である。其見取の古圖は、予が蒐集せる異本國家金銀錢譜(享和元年寫本)の奥にも其

右大圖の縮寫及同一の説明あり 又、元、室町竹原本、兩替店舊藏本、現三井文庫所藏古金諸目録(草間直方著の抄録)の内にも同大圖一葉挿入せらる 其當時篤志家が私か

に傳へくゝて寫し置きたるもので皆眞實のものゝ認める。

右寛政分銅の古圖によると、目方の彫付けてある所は、分銅の下側面である。裏面ではない。その事は家藏の金局秘鑑横帳一冊
大正十年十月取得中の寛政分銅の略圖の説明にも「此小口に金目何程と申儀刻付有之」とあるから愈ほんとうにちがひない。

寛政五年當時には、萬治分銅金三つ
銀五つも存在して居たから新鑄のものゝ合せて金分銅八つ、銀分銅六つ有つたわけである。この有高は嘉永六年に至るまで變ることがなかつたが、其後のことは分明でない。別表、増減一覽参照。

天保の終りに、天保の分銅は、天保十三年十二月に金分銅三つ、銀分銅二十三も出來た。其分銅銘

藏 充 軍 資

(紋)

泰 平 寶 傳

(紋)

天保十三年壬寅十一月

右銘の筆者勘定奉行岡本近江守忠成或曰、成島
司直彫工後藤四郎兵衛

貨幣秘録(溫知叢書本)

一金分銅 三三〇

位五十三分五分

(貨幣秘錄
金局秘記)

內

金目 四拾壹貫五百五十目

同 四拾壹貫四百目

同 四拾壹貫目

合金目百二十三貫九百五十目

一銀分銅 二十三

(貨幣秘錄
金局秘記)

內

銀目 三拾貫目 壹

三拾貫八百五十目

壹

同 三拾貫二百目 貳

三拾貫五百八十目

壹

同 三拾貫三十目 壹

三拾貫三百五十目

壹

同 三拾貫二百目 壹

三拾貫百目

壹

同 三拾壹貫三百五十目 壹

三拾貫四百九十目

壹

同 三拾壹貫七十目 壹

三拾貫三百拾目

壹

同 三拾壹貫目 壹

三拾貫六拾目

壹

| | | |
|---|----------|---|
| 同 | 三拾壹貫四百目 | 壹 |
| 同 | 三拾壹貫三百目 | 壹 |
| 同 | 三拾壹貫貳拾目 | 壹 |
| 同 | 三拾貫九百五十目 | 壹 |
| 同 | 三拾貫六百貳拾目 | 壹 |
| 同 | 三拾貫四百八十目 | 壹 |
| 同 | 三十貫二百五十目 | 壹 |

合銀目七百二貫四百七十目

貨幣秘録には右銀分銅の内譯に箇數を書くことを漏らしたる爲の總銀目の計算合はざれども三拾貫二百目の分が貳つことに注意すべきである。

天保分銅の圖面として予の目に觸れたるもの五種一、東京府平民佐藤殘翁所圖木版色摺、參拾壹貫四百目の分原大、一保年間紀聞の挿圖、四、塚本氏近著日本貨幣史挿圖五、東京博物館模造分銅大正十二年十二月入田氏新拓一枚(家藏)一枚(單行)(家藏)二、江戸金誌所載挿圖三、内閣本寫本文政天

- (一) 及 (四) …… 豎壹尺壹寸貳分 横四寸九分 厚さ四寸壹分
- (二) …… 長一尺一寸 廣(中程)四寸九分 廣さ九寸六分(開きたる部分にて)

厚さ金は四寸 銀は四寸四分

(三) …… 竪一尺 横九寸 中凹四寸七分 文字字大さ四分

(五) …… 縦一尺一寸 中幅四寸三分強 開幅約九寸

厚さ不明 (報告未到)

先づ右の内(一)及(四)の寸法を眞に近きものと判定する。(五)東京帝室の物館所藏模造天保銀分銅一個は其裏面に「征夷大將軍家慶 四拾參貫貳百五十目」と鐫博せられたる由なるが、天保度の銀分銅は皆三拾貫代のものばかりで、四拾參貫貳百五十目のものは絶體に無い筈、これは萬治銘の模造金分銅と共に、二つながら、折角の模造勞作も、玉に大疵。後世を誤らしむるものと特筆注意せざるを得ない。但し寸法の點は大體に於て標本とするに足るものと認める。

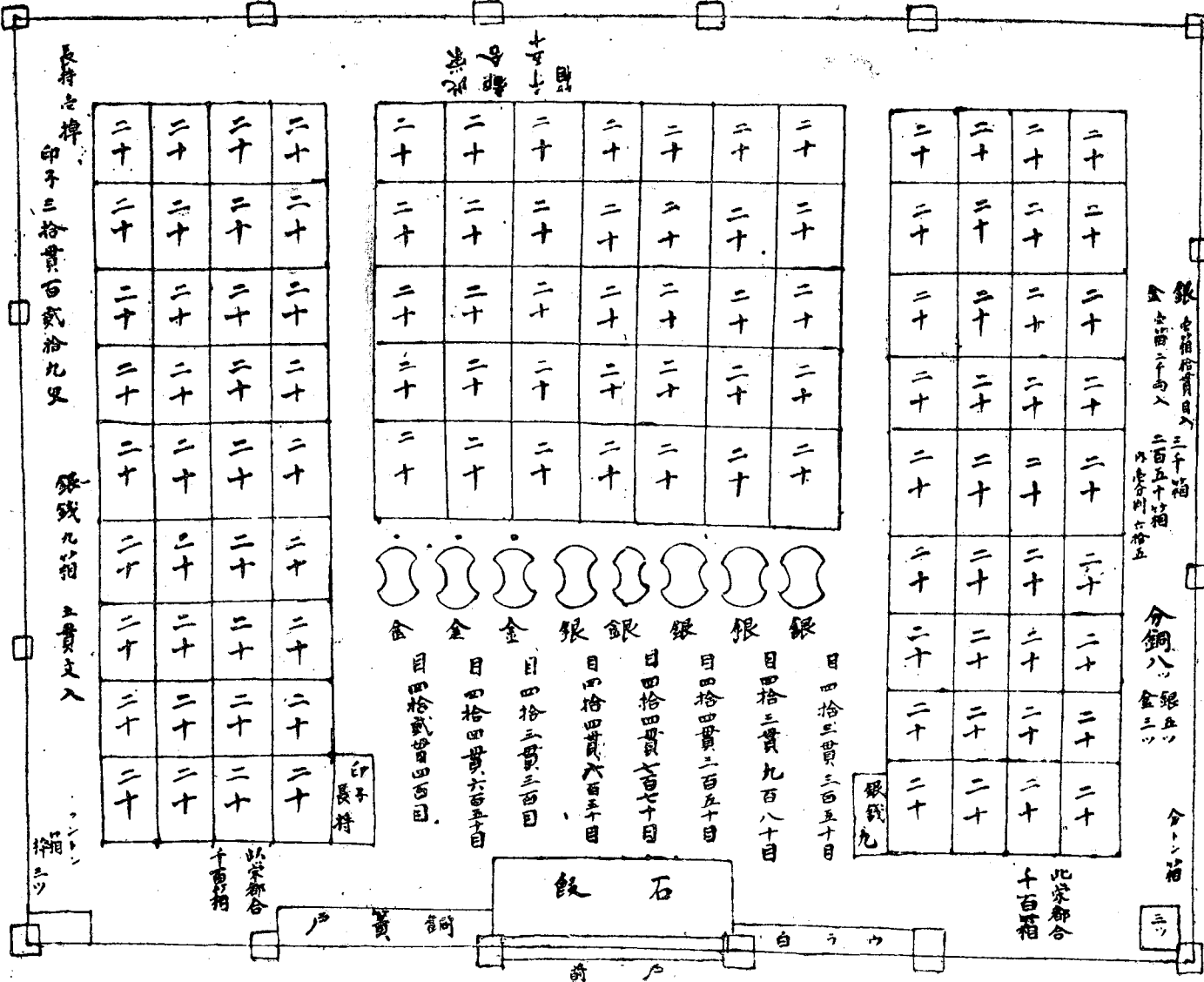
天保十三年當時に於ける金分銅の有高は萬治三つ寛政五つ、天保三つ都合拾壹、銀分銅は萬治五つ寛政一つ、天保二十三都合二十九あつて、それは嘉永元年迄はそのまゝであつたのに、嘉永六年に至て天保の金分銅及銀分銅皆鑄潰したから残り金分銅八つ萬治三つ 寛政五つ銀分銅只六つとなり、再び天保十三年以前政五年以後の昔の有高にかへつた。さて嘉永六年以後の事どもは雲の如く霧の如くである。

以上絮説たる慶長以來の金銀分銅の沿革の大圖として、金銀分銅増減一覽表を試作した。即ち左の通

金銀分銅
の貯藏實
況

さて金銀分銅は其貯藏所たる奥金藏に於て實際どのやうな状態で貯藏せられてあつたものか。とそんな事迄も探ぐつてみたいなどと言へば、昔ならば、大ッレた不埒者と驚きの目を見張り、金藏破りの懸疑でもうけたかもしれないが、「時」の流れの難有さ、今はそんな心配もなく、茲に大ビラに其奥金藏の見取圖を發表することが出来る。それは寛延三年のもので、寛保二年に奥金藏の新築が出来てから九年目のものである。即ち左の通り

御天守臺下御金藏(真金藏)御金積算繪圖 (寛延三年二月調) 一 奉印雜記



徳川氏金銀分銅増減一覽

大正十二年十二月二十九日製表

| 事由 年 號 | 金 分 銅 | | | 銀 分 銅 | | | 金銀分銅 | | 摘 要 |
|-------------|-------|--------------|------------------|-------|----|---------------------------------------|------|----------------------------------|-----|
| | 鑄造 | 潰滅 | 殘 數 | 鑄造 | 潰滅 | 殘 數 | 合 計 | | |
| (一) 慶長九、二 | × | | × | 八〇 | | 八〇 | × | 徳川氏分銅始 | |
| 明曆三、正 | × | | × | 二 | | 七八 | | 大火焼失 | |
| (二) 萬治二、正 | 二〇 | | 二〇 | 三六 | | 二〇六 <small>(慶 七八 萬 二八)</small> | 二二六 | 燒殘改鑄 | |
| 延寶四(五) | 七 | | 一三 | 四〇 | | 一六六 | 一七九 | 貨幣ニ改鑄 | |
| 天和元 | | 一〇 | 三万治 | 六六 | | 一〇〇 | 一〇三 | " | |
| 寶永六、十 | | | | 九五 | | 五 萬治 | × | " | |
| 元祿、寶永 | | | 一〇二〇(?) | | | | | 白石折たく榮記 | |
| (享 保) | ? | | | ? | | | | 享保世説 柳營秘鑑 金銀錢譜異本 | |
| 寛保二、四 | | | 三万治 | | | 五 | 八 | 與金藏々入 | |
| 寛延三、三 | | | 三〃 | | | 五 | 八 | 有高調 | |
| 天明六及八 | | | 三〃 | | | 五 | 八 | " | |
| 寛政三 | | | 三〃 | | | 五 | 八 | " | |
| (三) 寛政五、八 | 五 | | 八 萬、三 寛 五 | 一 | | 六 萬 寛 一 五 | 一四 | 新鑄 | |
| 文化三 | | | 八 | | | 六 | 一四 | 有高調 | |
| 天保二 | | | 八 | | | 六 | 一四 | " | |
| (四) 天保十三、十一 | 三 | | 二 萬、三 保 三 五 | 二 三 | | 二 九 萬 保 三 一 五 | 四〇 | 新鑄 | |
| 天保十四、十一 | | | 二 萬、八 保 三 蓮池金 | | | 二 九 萬 保 一 蓮 奧 | 四〇 | 有高調 | |
| 嘉永元 | | | 一 皆、與金藏ニ | | | 二 九 皆、與金 藏 | 四〇 | " | |
| 嘉永六 | | 保、三 | 八 萬、三 寛 五 | | | 六 萬、一 寛 一 五 | 一四 | 國難ニ付改鑄 | |
| 元治元、八 | | 金銀共二 三、万一 | × | | | × | × | 金銀雜記ノ 書入 | |
| 慶應四、三 | | | × | | | × | × | 勝海冊實檢 | |
| 明治元 | | | 壹 | | | 〇 | 〇 | | |
| 現在 | | | ? | | | ? | ? | 江戸城開渡ノ時ニ 行方不明ノモノアリ トイフ風説アリ | |

備考

- 一 此増減表ニハ分銅ノ個數ノミヲ示シタ、其ノ量目ノ計算ハ本文既載ノモノヲミラレタシ
- 一 享保分銅ハ誤傳ト判断スレドモ、世間ノ通説ナルヲ以テ特ニ之ヲ表示シテ疑問タルコトヲ注意
- 一 有高調ハ一々其當時ノ實録ニ據ルコト、本文ト對照スレバ明細ニナル

この圖に見ゆる金分銅三ツ銀分銅五ツは皆萬治年製のものである。

分銅の外なる金銀小判銀錢外國渡りの銀錢印子の外國渡り等の總有高を知ることまた分銅貯藏の意義を全か

らしむるものであるから序に此圖と共に寛延三年二月十八日付の「奥御金藏御金銀之覺」癸卯雜の

全文を左に寫す。

當時有高

一金銀合百十四萬八千三百七十三兩貳分

内

金五十萬兩

銀三萬貫目

銀千……………

金に〆五十萬兩

金銀合百萬兩

金十一萬八千三百七十三兩貳分

銀千八貫目

(朱書)
二千兩入二百五十箱内壹分判六十五

寛政二戌四月
奥御金藏に入申候

(朱書)
拾貫目入三千箱

延享四卯二月
奥金藏に入申候

金に〆三萬兩

金銀合十四萬八千三百七十三兩貳分

右之外

一金分銅 三

金目 四拾三貫三百目
同 四拾四貫六百五十目
同 四拾二貫四百目

一銀分銅 五

銀目 四拾四貫七百七十目
同 四拾三貫九百八十目
同 四拾三貫三百五十目
同 四拾四貫六百三十目
同 四拾三貫五十目

一印子三百六 内五つ 花印子

(朱書) 長持一棹

此金目 三十貫百二十九匁

一銀錢 四十二貫五百文 (朱書) 五貫匁入八箱 二貫五百文入一箱

右四口之分去る戌(寛保貳年)四月奥御金藏え入申候

(以下十行朱書)

一十三年以前午年(元久三年)より去る巳年(寛延二年)迄年々御暮方金より貳萬兩元除置都合

二十四萬兩可有之處四萬兩は九年以前戌年(寛保二年)關東筋出水に付戌亥兩年御届申上除置不

申候度除置候金高左之通

金二十萬

兩除置候金高

内

八萬兩

去る戌年

奥御金藏え入申候

六萬兩

去る卯年

奥御金藏え入申候

四萬兩

今度相伺

奥御金藏え入候積

貳萬兩は

去巳年分

蓮池御金藏え除置申候

以上

午二月

(寛延參年) (此次ニ圖アリ)

右に類する文書記録、尙この外にも少くはない。すべてそれを綜合して分銅を中心としたる幕府の非常準備金の始末を知らんとするが如き財政史的方面の一層深い研究は之を他日に譲ることにする。

八、 結 論

分銅即法馬は、もと天秤の錘のことなれども、其形に擬らへて造りたる非常用貯藏の造幣金銀地

金のことにまた金分銅・銀分銅といふ。法馬の稱呼並制度共に支那元明の頃に起つたものが、早くから日本に傳はつた。日本の天秤及分銅は明朝の制そのまゝを使用し來つて居るが、金銀分銅は元朝のもの、日本出土品も多數あつたほどに夙に邦人の目撃する所のものであつた。そこで豊臣氏は我邦に於て始めて千枚吹のふんとうを鑄造して大阪城内に貯藏したが、徳川氏の爲めに京都大佛鑄造の資として竹流し金などに改鑄せられて其大多數を失うた。それに代りて徳川氏自らも別に千枚吹分銅の金銀兩種を鑄造して非常特別の金庫たる天守穴藏後改奥金藏に之を貯藏して非常の用に備へた。其最初の慶長九年鑄造の銀分銅の銘には、「此銀爲城米安不可用盡」と鑄出し、第二次萬治二年の分には「行軍守城用勿作尋常費」と彫り付け、第三次寛政五年の分には「征伐軍旅用勿爲尋常費」と刻み、最後に天保十三年の分には稍趣をかへて「充藏軍資大平寶傳」と鑄記した。この各年代の銘記を見渡したばかりでも、分銅なる者が必ずしも、軍用金たる性質目的にばかり限られたものでなかつたことが表明せられる。「爲城米」と銘記した慶長分銅は、明暦の大火に焼け流されても其内の銀分銅は尙多數残つて居たのに、延寶天和の間、新銀鑄造の爲めに皆無くなされたが、果してそれが「爲城米」であつたかどうか疑はしい。とにかく慶長分銅は早くに其姿を隠くしたから、古の人もその名ばかり覺えて、何年にどんな銘のものが出來たがそれを殆んど忘れてしまつたから、

今度久し振りに予が本論文に於て之をほづくり出して置いた。それから萬治の分銅は、徳川時代を通じて永く紀念として保存せられたが、それも其全部ではなくだん／＼に滅て來て明治の元年頃には金分銅只一個を残すのみと歎かるゝに至つた。さてその只一個さへかの江戸城あけ渡しのださくさまぎれにどうなつたか、今は知る人も無い。その面影を忍ぶべきものは、東京帝室博物館の模造品と予が玆に口繪に於て示す舊拓本とあるのみである。

寛政の分銅は萬治のと共に比較的よく保存せられたが、これも嘉永六年以後頓に潰滅した。天保の分銅に至つては、「大平寶傳」どころではなく、比較的多く出來て比較的早く嘉永六年には皆無くなされてしまつた。恐らくは當時の國防用として有効に其保存の目的を果したのであらう。要するに徳川氏の分銅は徳川氏と共に其運命を同うした。誰が面白可笑しく言ひ傳へたものかは知らないが、昔三代將軍家光が府庫を啓きて金銀の充溢せるを見て、「此金の半ばを失はん頃には天下漸く亂るべし」と言はれたそつだ。予が作成したる徳川氏金銀分銅増減一覽表を一覽すれば、成る程よく申したものだと思つて黙頭かれやう。

それにつけても想ひ起さるゝは、かの露西亞大帝國が、金藏の貯藏國として其富名を世界に馳せて居たそうなのに、其半ばを失ふにも至らずして、突如變態の勞農國の爲めに横奪されてあたら其

變態の維持費を遺すの意外の結果となつたのは只々驚き呆される外はない。

さて我邦の文物の多くは大低支那の眞似であつた昔の時代、特に徳川時代に於て、こればかりは向うを凌駕した金銀貨幣——錢ばかりではない——の盛んなる通用。その通用に従て當然起つた數度の改鑄の造幣益金を得ん爲めの財政々策。その財政々策の目的たる造幣金銀地金（金銀塊）の大分銅も、之を吹き立つる原料にはいつも豊富なるわけにまゐらなかつた。自國の礦山の金銀産出の莫大なりし時には、澤山の判金も出來、更にそれより改鑄したる千枚吹の分銅も出來たけれども、元祿寶永正徳と時代の降るに従つて國內の金銀の需要増加に併行して國外に向つての金銀の濫出問題も益々喧しくなつたから一時は金銀分銅を作らないで潰すばかりであつた。その金銀貨幣濫出問題で最初の警鐘を鳴らした新井白石の著書寶貨事略この後に天壽隨筆、光被錄減銅錄等が出來たを後に至て、或人より見せられて、ひどくおどかさされた田沼意次が、何糞と、その裏をかいて（北窓鎖談の傳ふ所）却つて驚くべき多數の外國金銀を我邦に輸入してみせた事もあるけれども、それも燒石に水の有様であつた。大勢は如何ともすべからざるものと見える。

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

予が本論文に於て新たに提唱したる要點は、

一、「法馬」の字源　二、分銅の二種及其傳統　三、慶長九年の分銅　四、享保の分銅は誤傳なる事　五、分銅必ずしも軍用金にあらざる事　六、各時代の分銅の量目皆異り一も重複のものなき事　七、東京傳物館藏模造金銀分銅は正しき模造にあらざる事　八、元治慶應年間の分銅鑄潰　九、分銅増減の趨勢　十、分銅には何枚と言はざる事　等

今後尙研究を重ねばならぬ事項では

一、「分銅」の字源　二、支那法馬始行年代　三、法馬と離るべからざる天秤の源流と法馬の形状とについて支那以外の溯源的研究　四、分銅の品位　五、分銅と共に貯藏する印子銀錢、金銀貨等の各年總額の増減　六、最後に只一つ残つて居た筈の金分銅の行方　等

指を屈すれば際限がない。この際限なき研究は、たとへ今年大正十三癸亥歲の大震災によつて「江戸」といふものが全滅しても、更に見地を變へれば、江戸の研究は、まだく、これから先の澤山の未開地に於て益發展すべきであるかと考へる。想ひ見よ、金貨國にして金貨を知らない者も多い我が邦が、金本位制を採用する迄に果してどれ丈けの自國の貨幣制度の研究をなし遂げたか。又た見よ、金貨を以て對外貨幣として之が多數を外國の金庫にお預けして大におさまつて居る今日の有様を。更に見よ、從來の貨幣諸學說の地盤に大地震を起さしめつゝある決死の獨逸國の有様を。かくて終

には貨幣廢止論(川島清治郎著)にまで徹底したる聲を稍方角違ひの我邦の一部に於て聞くに至れる今日に於て、更に一層方角違ひの一門外漢が、カビ臭い穴ぐら死藏時代の昔の貨幣金融財政事情を回顧して徳川氏非常用の金銀分銅の研究を参考に提供せんとするも、またこの非常の時局に促されたが爲めに外ならない。

大正十二年十二月三十日脱稿

遠藤佐々喜